

日時 平成30年12月25日(火)午後2時から
場所 山陽小野田市役所本庁舎3階
大会議室A・B

報告

山陽小野田市都市計画マスタープランの改定について

目次

1. 前回中間報告以降の取組状況について
2. 都市づくりの基本目標について
3. 全体構想について
4. 今後の予定について

1. 前回中間報告以降の取組状況について

○都市計画きらきら会議の開催（地域別ワークショップ）

- 山陽小野田市において、市の都市計画やまちづくりについて、その将来像、目標、施策などを定める『都市計画マスタープラン』の策定にあたり、山陽小野田市の各地域について、日頃から各地域の市民が感じていることや問題点、課題等の意向をワークショップによって把握し、都市のあり方等を計画検討に役立てるために「都市計画きらきら会議（市民ワークショップ）」を実施した。
- さらに、山陽小野田市が魅力的な都市となるよう、市が行うことや市民の皆さんからお力をいただくことなどの取組を検討し、会議（ワークショップ）の場を通じて、活動を広げることも目的としている。

【第1回：概要】

日時	厚狭地域：2018年8月2日（木）【厚狭地区複合施設】 高千帆地域：2018年8月3日（金）【山陽小野田市役所】 小野田地域：2018年8月9日（木）【赤崎公民館】 埴生地域：2018年8月10日（金）【埴生公民館】
場所	
テーマ	(1)地域の「良いところ」「気になるところ」を考えよう (2)地域の通信簿をつくろう (3)地域が「どんなまちになったらよいか」を考えよう
方法	ワークショップ形式 (各テーマについて、グループ内で議論)

【第2回：概要】

日時	埴生地域：2018年8月22日（水）【埴生公民館】 厚狭地域：2018年8月23日（木）【厚狭地区複合施設】 高千帆地域：2018年8月29日（水）【山陽小野田市役所】 小野田地域：2018年8月30日（木）【赤崎公民館】
場所	
テーマ	(1)地域の課題や、キャッチフレーズのおさらい (2)地域の課題解消や、なりたいまちの実現を目指して、取り組むべき内容を考える (3)取組の中から、各主体がどのように取り組むかを考える
方法	ワークショップ形式 (各テーマについて、グループ内で議論)

1. 前回中間報告以降の取組状況について

○高校生アンケート調査の実施

趣旨	「山陽小野田市都市計画マスタープラン」の改定にあたり、山陽小野田市内の高校に通学される高校生の視点から、山陽小野田市に関する都市の課題等を把握し、都市づくりの方向性を定めるための参考とします。		
対象者	山陽小野田市内の高校（4校）の高校2年生		
実施期間	平成30年7月9日～平成30年7月20日		
回収数	回収数454通		
設問一覧	Q1	学校名	
	Q2	性別	
	Q3	お住まいの地域	
	Q4	普段、山陽小野田市内を移動する交通手段	
	Q5	山陽小野田市内でよく行く場所（通学している学校を除く）	
	Q6-1	山陽小野田市内において、日常生活で不便・不満に感じること「山陽小野田市内全体」	
	Q6-2	山陽小野田市内において、日常生活で不便・不満に感じること「学校周辺」	
	Q6-3	山陽小野田市内において、日常生活で不便・不満に感じること「お住まいの地域（山陽小野田市内にお住まいの方のみ回答）」	
	Q7	山陽小野田市にあったら良い施設・機能	
Q8	山陽小野田市がより住みやすく、来たくなるまちとなるためのアイデア		

集計結果のポイント

- ■あなたご自身についてお聞きします。
- 山陽小野田市内の移動について、市内居住者は「自転車」が多く、市外居住者は「鉄道」と「自転車」が多い。
- ■山陽小野田市についてお聞きします。
- いずれの地域居住者においても、「おのだサンパーク周辺」によく行くという回答が多い。
- 日常生活で不便・不満に感じることについて、山陽小野田市全体では「娯楽施設や遊ぶ場所が少ない」「鉄道が不便（ダイヤなど）」が多い。
- 学校周辺別では、小野田工業高等学校は、「鉄道が不便（ダイヤなど）」が一番多く、そのほかの学校では、「娯楽施設や遊ぶ場所が少ない」が一番多い。
- 居住地域別では、「娯楽施設や遊ぶ場所が少ない」が全体で一番多く、その他として、地域別では、小野田地域は「鉄道が不便（ダイヤなど）」、高千帆地域は「飲食店や商業施設が少なく、日常の買い物不便」、厚狭地域は「スポーツ施設が少ない」、埴生地域は「飲食店や商業施設が少なく、日常の買い物が不便」と「スポーツ施設が少ない」が、不便・不満に感じることとして多い。

1. 前回中間報告以降の取組状況について

○施策動向調査の実施

●目的

現行の都市計画マスタープランに示す「全体構想」において設定している土地利用や交通など6項目の基本方針を現在の状況により評価する。

●評価

その方針を・達成している

・進行中

・進行していない

・悪化している

2. 都市づくりの基本目標について

○都市計画マスタープランの構成

- **都市の現況** 人口、産業、土地利用の現況、交通、都市基盤整備状況等
- **都市の特性と問題・課題** 当市の特性、国全体を取り巻く時代の潮流
当市の問題・課題等
- **都市づくりの基本目標** 都市づくりの基本理念、
都市づくりの基本方針、将来目標人口
- **全体構想** 将来の都市構造、土地利用、交通体系整備、都市環境の保全及び創出
市街地整備、都市景観形成、都市防災の方針
- **地域別構想** 小野田、高千帆、厚狭、埴生の各地域における現況と課題、地域の
まちづくり方針
- **実現化方策** 総合的な協働体制の構築、市民が主役のまちづくりの推進、
都市計画の変更・見直し、実現化プログラム

2. 都市づくりの基本目標について

都市づくりの基本目標

(1) 都市づくりの基本理念

本市は、平成21年3月に策定した山陽小野田市都市計画マスタープランにおいて、**都市づくりの基本理念と基本方針**将来都市像として「自然に抱かれ 人々の交流のなかで 共に育む 活力ある住み良さ創造都市」を掲げ、都市づくりを推進してきました。

しかし、**人口減少・少子高齢社会の進展、財政状況の低迷、本格的な人口減少・少子高齢社会の到来、厳しい財政状況の深刻化、安心・安全な都市づくりに対する市民意識の高まり**等により、都市づくりへのニーズは多様化しています。このため、こうした現状に対応するだけでなく、持続可能な都市づくりを推進していくことが必要となっており、特に、各地域においては、**地域の実態に則した都市づくりを推進していくために、市民、企業、団体、職員と協力してまちを創ることが重要です。**

本市の総合計画では、本市の特性を活かしながら、これからの時代にふさわしい「住みよさ」が実感でき、市民一人ひとりが「住んでよかった」「住みやすい」と思えるまちとなることを目指し、また、住む場所としての魅力を発信していくことで、「住んでみたい」と思われるまちとなることを目指して、「住みよい暮らしの創造」を基本理念とし、将来都市像を「活力と笑顔あふれるまち」と定め、様々な施策の展開をしていくこととしています。

今回改定する「山陽小野田市都市計画マスタープラン」では、総合計画で示された**基本理念と将来都市像**を都市計画の**分野**から実現化していくことを目指し、**都市づくりの基本理念**を次のように設定します。

【都市づくりの基本理念】

① 都市機能の充実とネットワークの強化により、快適・便利な都市を創る

身近な生活の場において、快適で便利な市街地を形成し、地域同士の連携を強化することで、活力とにぎわいあふれる都市を創出します。

② 市民生活を守る、安心・安全な都市を創る

本市に暮らす全ての人々が今後も本市に住み続けられるよう、防災や防犯対策等の充実により、安心・安全な都市を創出します。

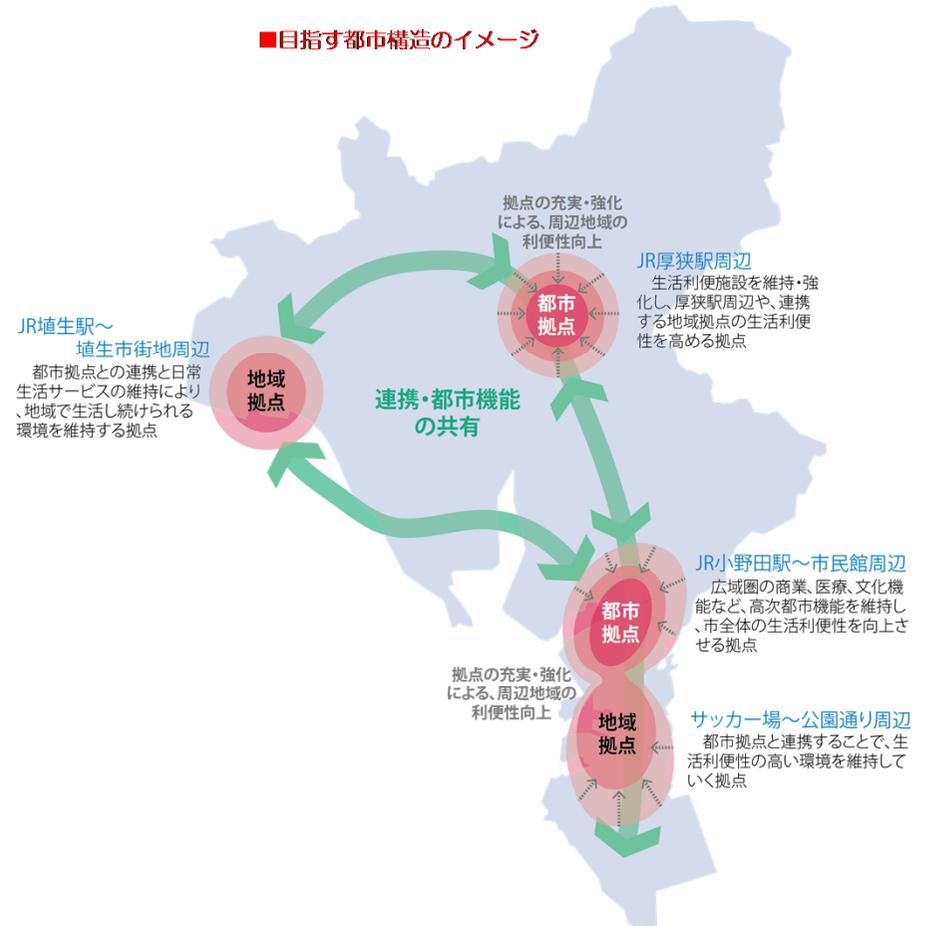
③ 地域の個性や資源を活かした持続可能な都市を創る

これまで育ててきた各地域の個性を守り活かすと同時に、市全体の資産である産業基盤や都市基盤施設、そして市民や学生などの人材資源を最大限に活用して持続可能な都市を創出します。

【目指す都市構造の考え方】

人口減少や高齢化の中でも、本市に住み続けられる都市を形成していくために、各地域の拠点を中心として、地域の個性や産業基盤、都市基盤、人材資源等を活かした都市づくりを展開します。さらに、拠点同士のネットワークを強め、都市機能を共有することで、拠点を中心とした地域の利便性や求心力を高めます。このことにより、拠点内での生活環境の維持だけでなく、周辺地域においても利便性や都市機能が享受できるようになることで、本市で住み続けられる都市の創出を図ります。

■目指す都市構造のイメージ



2. 都市づくりの基本目標について

(1) 都市づくりの基本方針

① コンパクトな市街地の実現による住みよい暮らしの創造【土地利用】

人口減少・少子高齢社会に対応するとともに、快適で便利な生活を送ることができるよう、地域において都市機能がコンパクトに配置された都市構造の構築を目指します。本市では、**郊外部での無秩序な新たな都市基盤整備を必要とする市街地の拡大を抑制し、都市機能の集約化**や現在の市街地内の空き家・空き地を活用することで、土地利用の集約化・高密度化を進めていきます。

既存市街地においては、生活に欠かせない都市機能を維持し、誰もが快適で便利に歩いて暮らせるまちづくりを推進することによって住みよい暮らしの創造を目指します。

② ネットワークを活かした住みよい暮らしの創造【公共交通・情報】

鉄道・バス、幹線道路等の交通ネットワークや情報共有のためのネットワーク等を活かし、地域同士が連携・補完できる都市構造を形成します。また、地域の移動ニーズに合った、持続可能な公共交通サービスの**確保・提供整備**・充実に努めます。

こうしたネットワークを活かし、各地域に点在する歴史・文化・観光資源、人々の憩いの場となる大規模な公園、就業・買い物・通院・娯楽の場となる商業地・工業地、学業の場となる学校や大学等、そうした場所の連結を強化することによって、企業誘致、居住人口・交流人口の増大に向けて、便利で交流機会の多い住みよい暮らしの創造を目指します。

③ 安心・安全なまちづくりの推進による住みよい暮らしの創造【防災・都市基盤】

本市では、浸水被害や土砂災害の危険性の高い区域が各地に分布しています。こうした災害リスクの高い区域においては、適切な防災・減災対策を実施します。

一方で、防犯上の危険性、歩行者の通行上の危険性、生活環境に関する危険性など、あらゆる方面での安心・安全に対する住民の関心が高くなっています。

これらのことから、防災・減災対策に加え、身近な生活空間における、公共施設、公園、道路、橋梁、上下水道などの都市基盤施設を適切に維持・保全・整備していくことや、近年増加している空き家の除去など、生活環境に関する、あらゆる安全対策を行い、住みよい暮らしの創造を目指します。

④ 豊かな自然・歴史文化資源を活かした住みよい暮らしの創造【都市環境・景観】

市民にとって誇りである恵まれた自然環境、そして各地域の歴史遺産や産業遺産等は、先人たちの知恵や努力によって今日まで守り伝えられてきたものです。

今後は、こうした恵まれた自然に日常的に包まれ、長い歴史とまちの風格とを体感できるような環境を創出するため、自然環境や歴史資源の保全、景観の保全・形成により、山陽小野田市という「個性」にあふれた住みよい暮らしの創造を目指します。特に、貴重な歴史資源や自然資源に関しては、協創による保全・活用に向けた取組を進めます。

⑤ 市民とともに実現する住みよい暮らしの創造【市民協働】

住みよさを体感できるまちづくりを進めていくためには、その地域で暮らし、働き、活動する市民、事業者、NPO、学生といった人々の目から見て、快適・便利な都市づくりを行う必要があります。

特に、中山間地域や生活拠点等は地域住民の支え合いにより、地域での生活環境を維持していくことが重要であり、市民が誇りを持ち、都市づくりに積極的に関わっていくことが求められています。

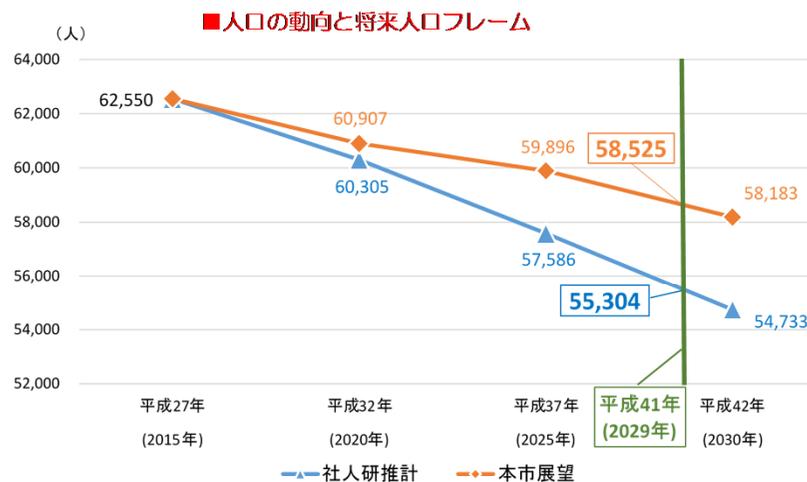
このため、市民の視点や自発的活動を積極的に取り入れながら、市民の視点に立ったより良い協創による都市を目指します。また、行政は、全体的な観点から安心・安全・快適・便利な都市空間形成を進める一方で、市民等からの都市計画に対する提案を適切に反映し、誰もが主役になれるまちづくりが円滑に進むような制度・体制の確立に努めます。

(2) 将来人口フレーム

第二次山陽小野田市総合計画では、人口ビジョン及び総合戦略を踏まえ、平成41年(2029年)の目標人口を58,000人としています。都市計画マスタープランにおいても、総合計画に基づく都市計画や都市整備分野における取組を展開し、市の魅力の向上を図る施策を実施することにより、人口減少を抑制することとし、目標年次である平成41年(2029年)の将来人口フレームを58,000人に設定します。

第二次山陽小野田市総合計画においては、市人口ビジョン及び総合戦略を踏まえ、2029年の目標人口を58,000人としています。

山陽小野田市都市計画マスタープランにおいては、2029年における人口フレームを58,000人と設定します。



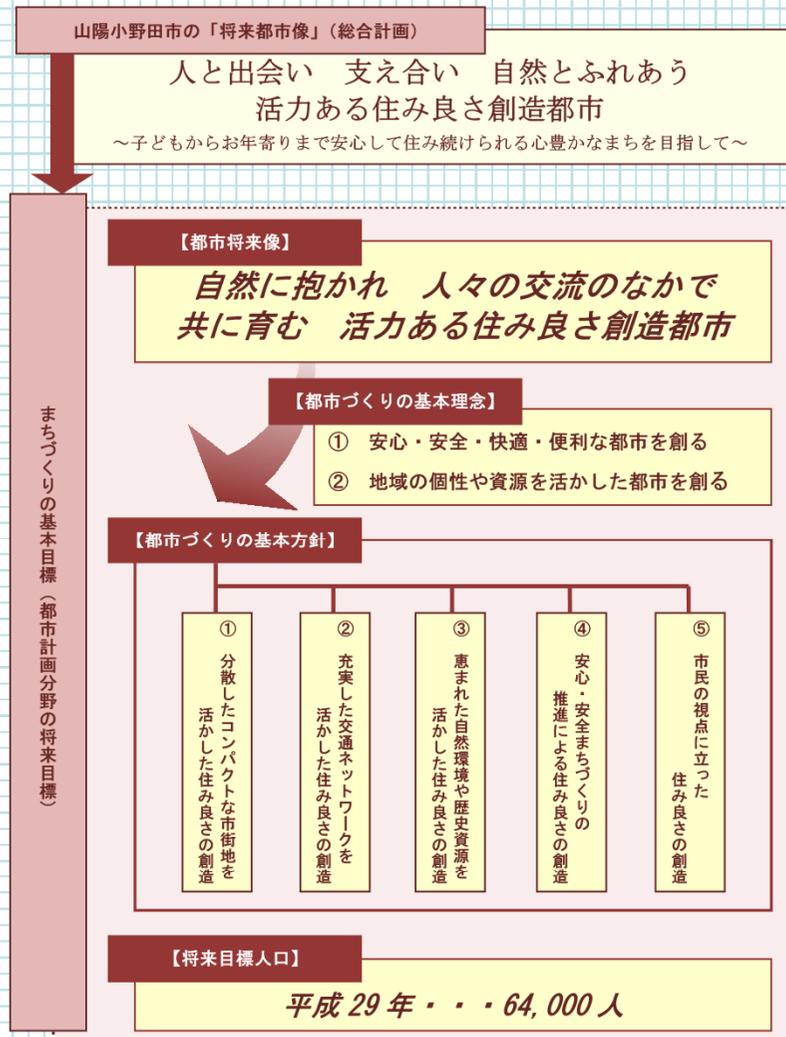
※本市展望については、平成27年(2015年)国勢調査結果を基に本市が独自に推計したものです。この推計に当たっては、年齢構成が必要となるため、年齢不詳の人数(121人)は除いています。

※将来人口フレーム：将来の都市の規模を想定するための指標。ここでは概ね10年後の将来人口規模のことを指す

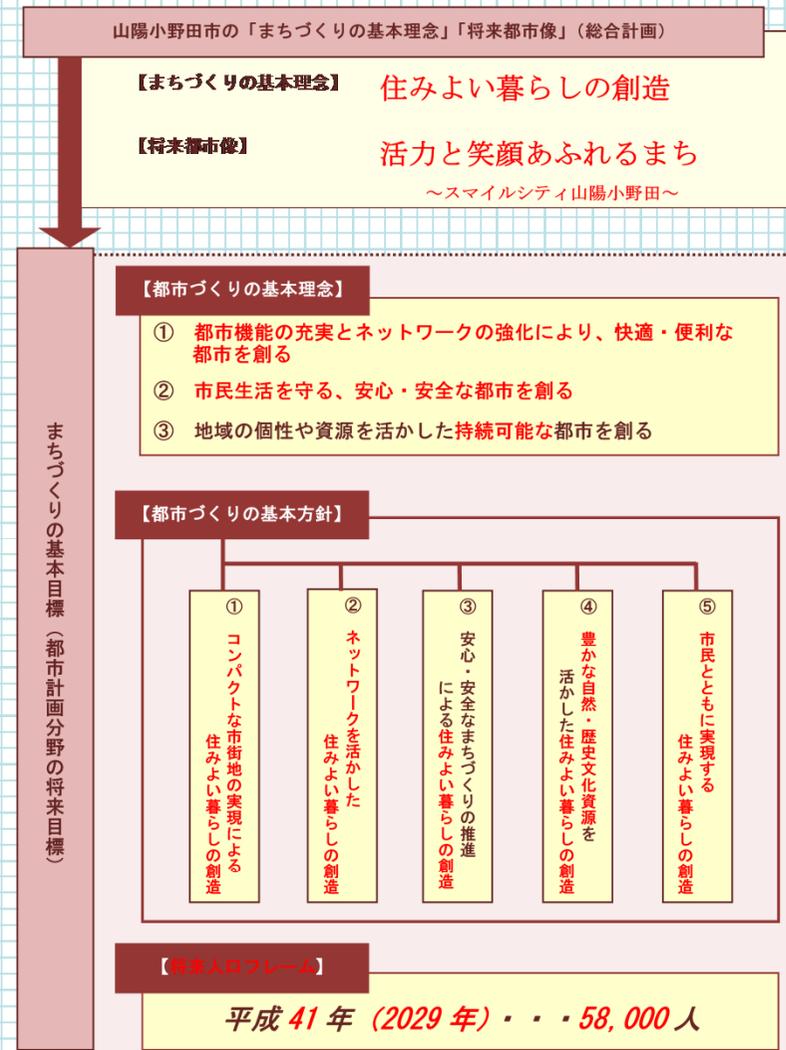
2. 都市づくりの基本目標について

【山陽小野田市のまちづくりの基本目標のまとめ】

現行

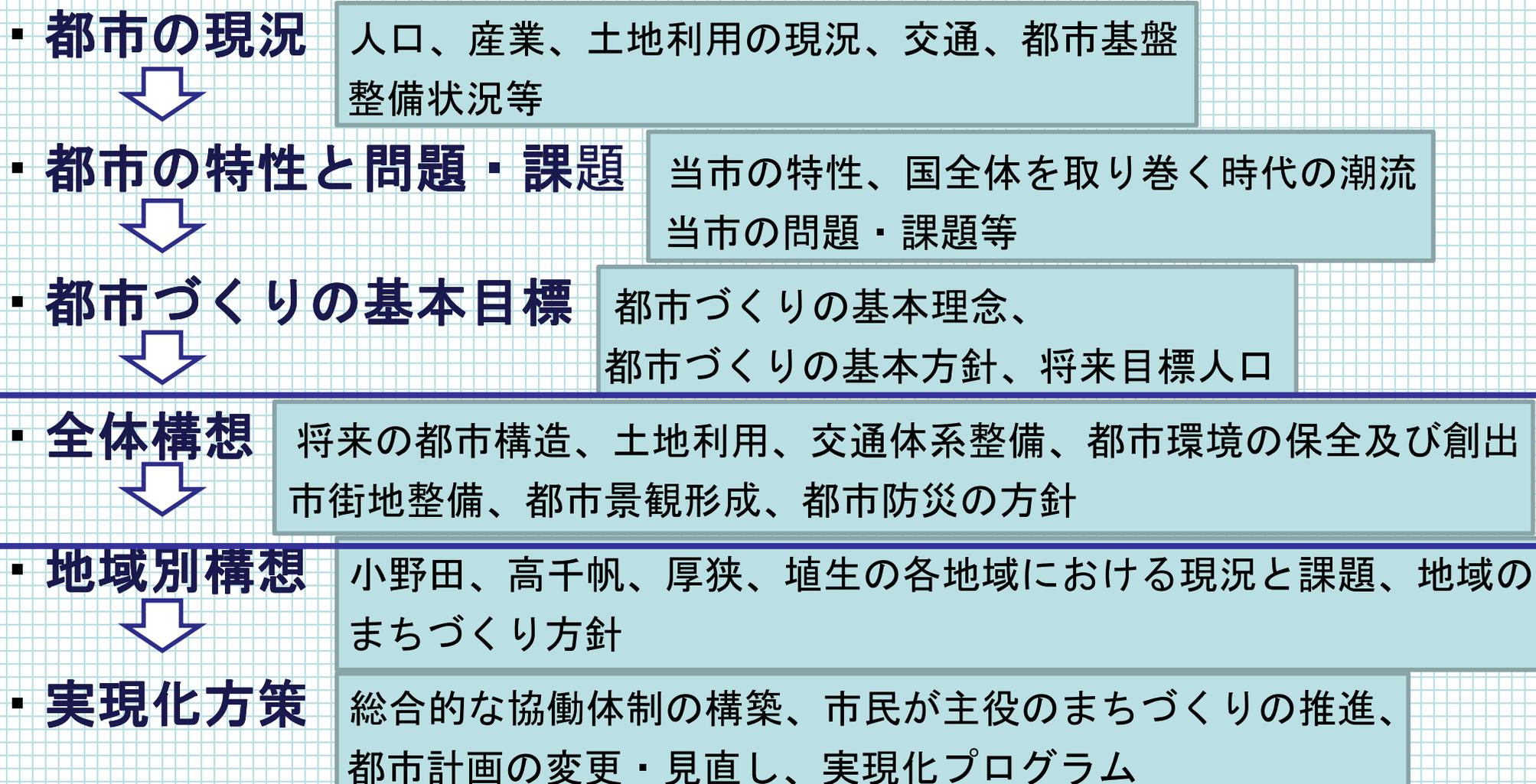


改定案



3. 全体構想について

○都市計画マスタープランの構成



3. 全体構想について

○全体構想の構成

- (1) 将来の都市構造
- (2) 土地利用の方針
- (3) 交通体系整備の方針
- (4) 都市環境の保全及び創出の方針
- (5) 市街地整備の方針
- (6) 都市景観形成の方針
- (7) 都市防災の方針

3. 全体構想について

(1) 将来の都市構造

将来の都市構造は、都市づくりの基本方針に基づく基本的な土地利用区分や骨格的な都市施設等の配置に関する考え方を示すためのものです。

本市には、海岸、山林、田園などの豊かな自然環境が残されており、この自然環境と市街地を今後においてもしっかりと区分し、秩序ある土地利用を進めます。また、市街地間の「連携」と市街地内の「集約化」を実現する観点から、**都市的土地利用と自然的土地利用の基本的なゾーニング、主要な拠点の配置、広域・地域間を結ぶ連携軸の活用という3つの視点**から、本市の将来都市構造を示します。

- 1) 都市的土地利用と自然的土地利用の基本的区分
- 2) 主要な拠点の配置
- 3) 広域・地域間の連携軸の活用と強化

3. 全体構想について

1) 都市的土地利用と自然的土地利用の基本的な区分

- ①市街地ゾーン
- ②農地・集落地ゾーン
- ③山林ゾーン
- ④海岸ゾーン



3. 全体構想について

2) 主要な拠点の配置

- 都市拠点
- 地域拠点

① 生活・産業の拠点

- 総合サービス拠点
- 地域サービス拠点
- 工業集積拠点
- 商業集積拠点
- 学術研究拠点



3. 全体構想について

2) 主要な拠点の配置

② 交流・レクリエーションの拠点

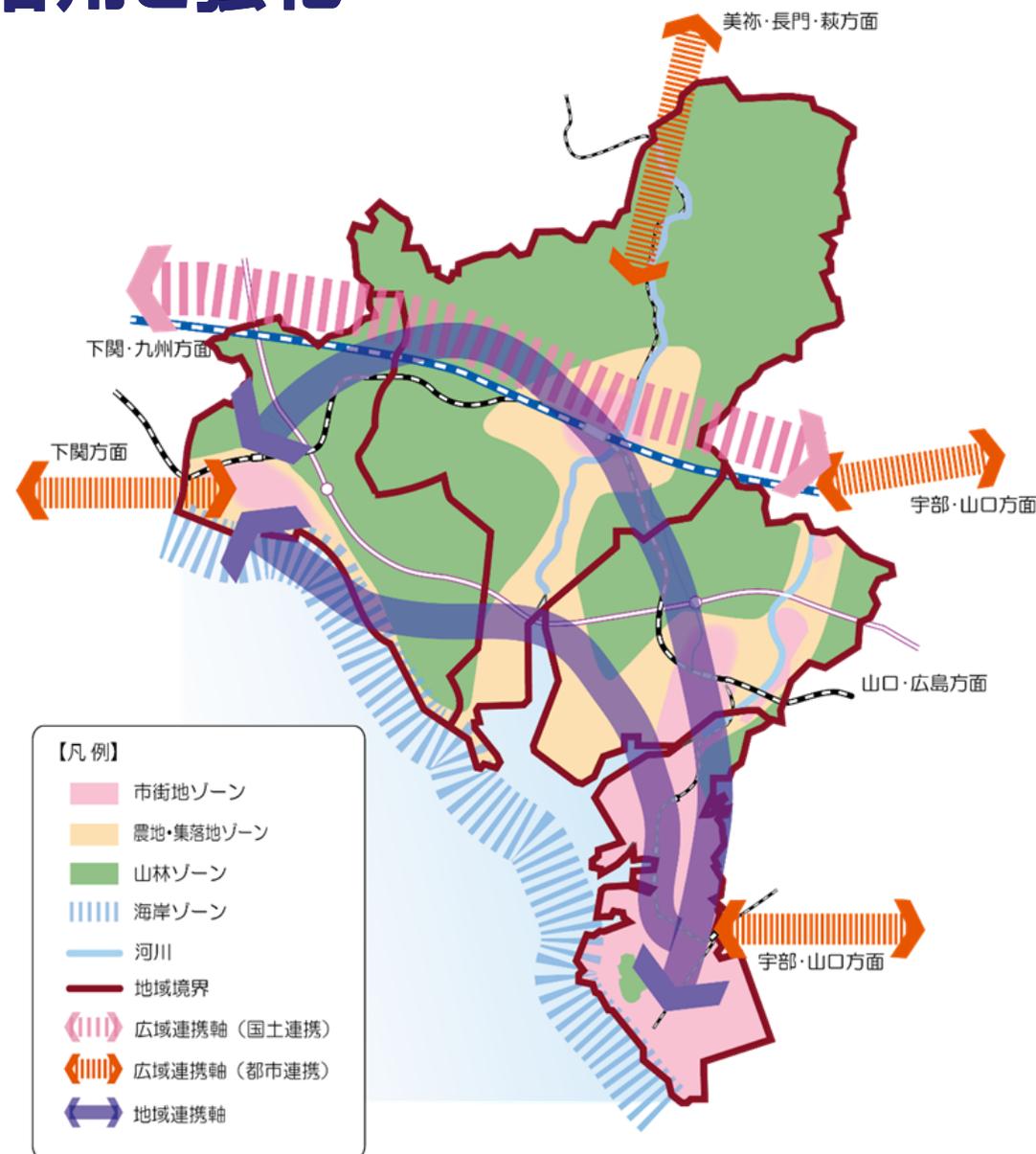
- 文化交流拠点
- スポーツ交流拠点
- レクリエーション拠点



3. 全体構想について

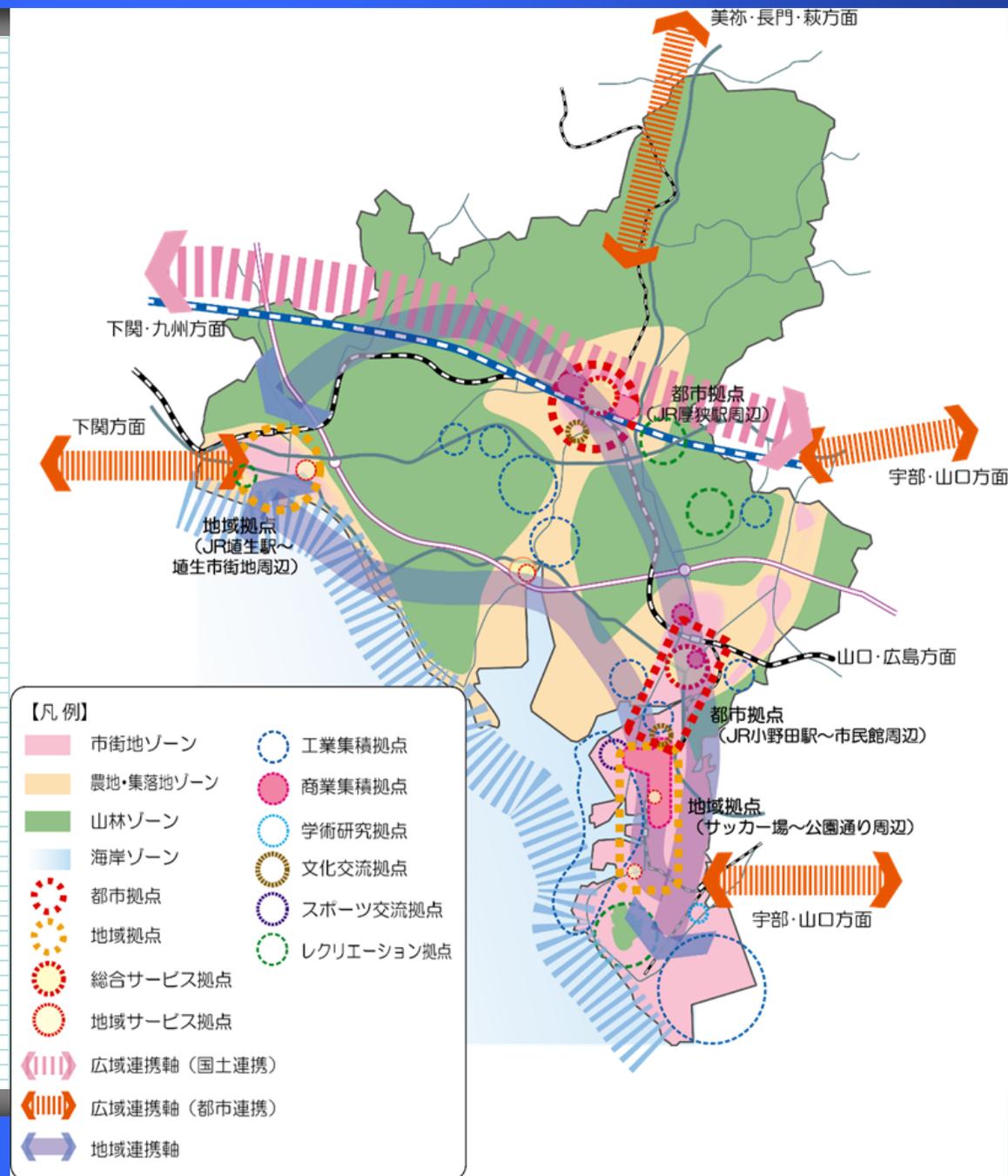
3) 広域・地域間の連携軸の活用と強化

- ① 広域連携軸 (国土連携)
- ② 広域連携軸 (都市連携)
- ③ 地域連携軸



3. 全体構想について

将来都市構造のまとめ



3. 全体構想について

(2)土地利用の方針

1)土地利用の基本的考え方

1. コンパクトな市街地の実現による住みよい暮らしの創造

【土地利用の基本方針】

■市街地内の土地利用の集約化

都市拠点都市核や地域拠点地域交流拠点などを中心に都市機能の集約化や都市基盤施設の整備を進め、**居住を誘導し**、歩いて暮らせるまちづくりを目指します。また、市街地内における**空き家・空き地**低未利用地を積極的に活用しながら、多くの人々が暮らす良好な市街地形成に努めます。

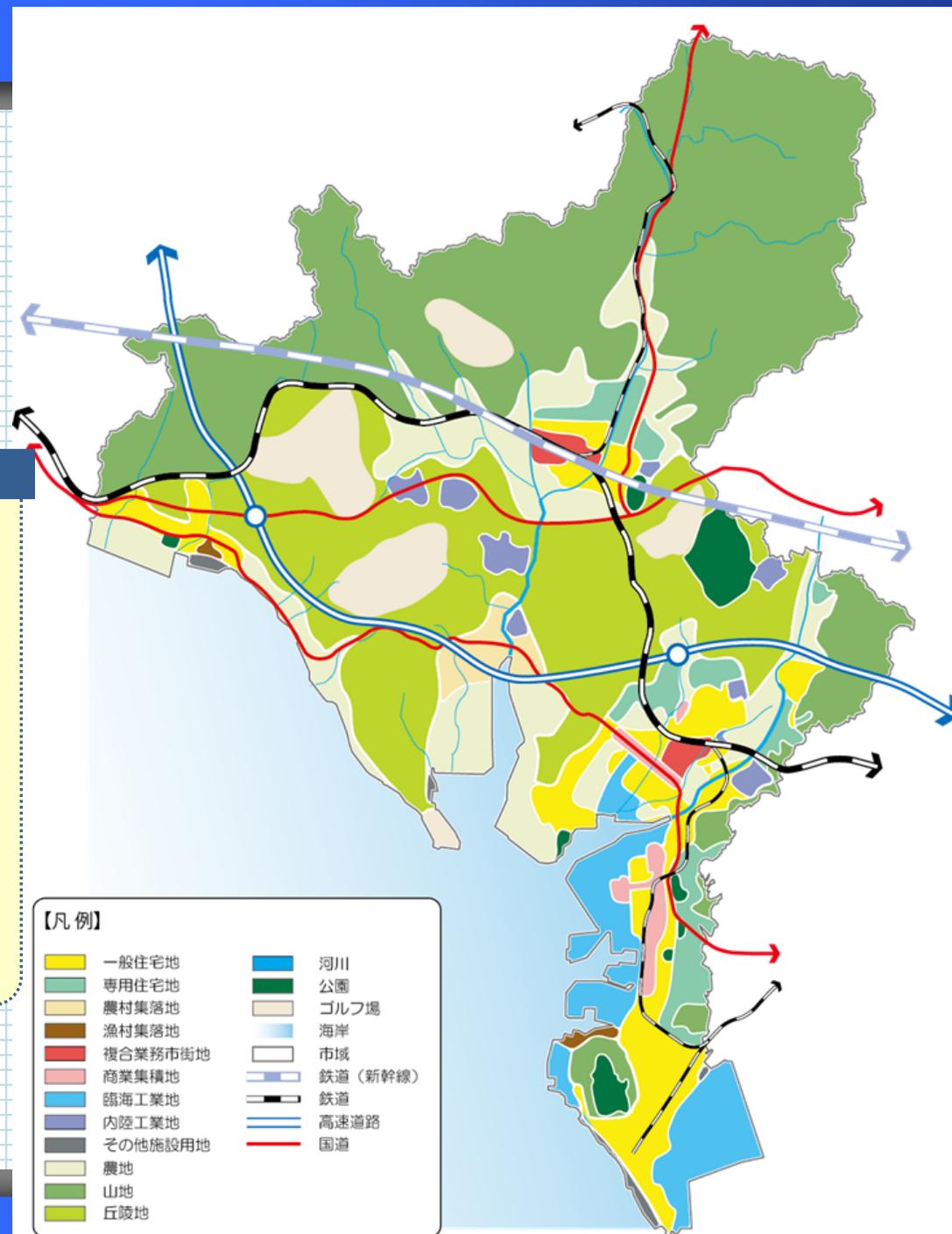
■無秩序な市街化の抑制

コンパクトな市街地形成を図るため、市街地縁辺部や郊外部での無秩序な開発を抑制し、農地や丘陵地の保全を図ります。

■活力ある産業地の形成

本市で働き暮らす人口の増大を図るため、**新たな**企業誘致や適正な商業施設の配置誘導により、活力ある産業地の形成を進めます。

2)土地利用の配置方針



3. 全体構想について

(3)交通体系整備の方針

1)交通体系整備の基本的考え方

2. ネットワークを活かした 住みよい暮らしの創造

【交通体系整備の基本方針】

■安全で快適に移動できる道路空間の整備

歩道、自転車・歩行者用道路の整備を進めることにより、安全で快適に通行できる道路空間の整備に努めます。また、市の骨格を形成する幹線道路については、各地域から発生する交通を効率的に集約し、通過交通を円滑に処理するため、全市的観点からみた適正な配置・整備を進めます。

■持続可能な公共交通サービスの確保・提供

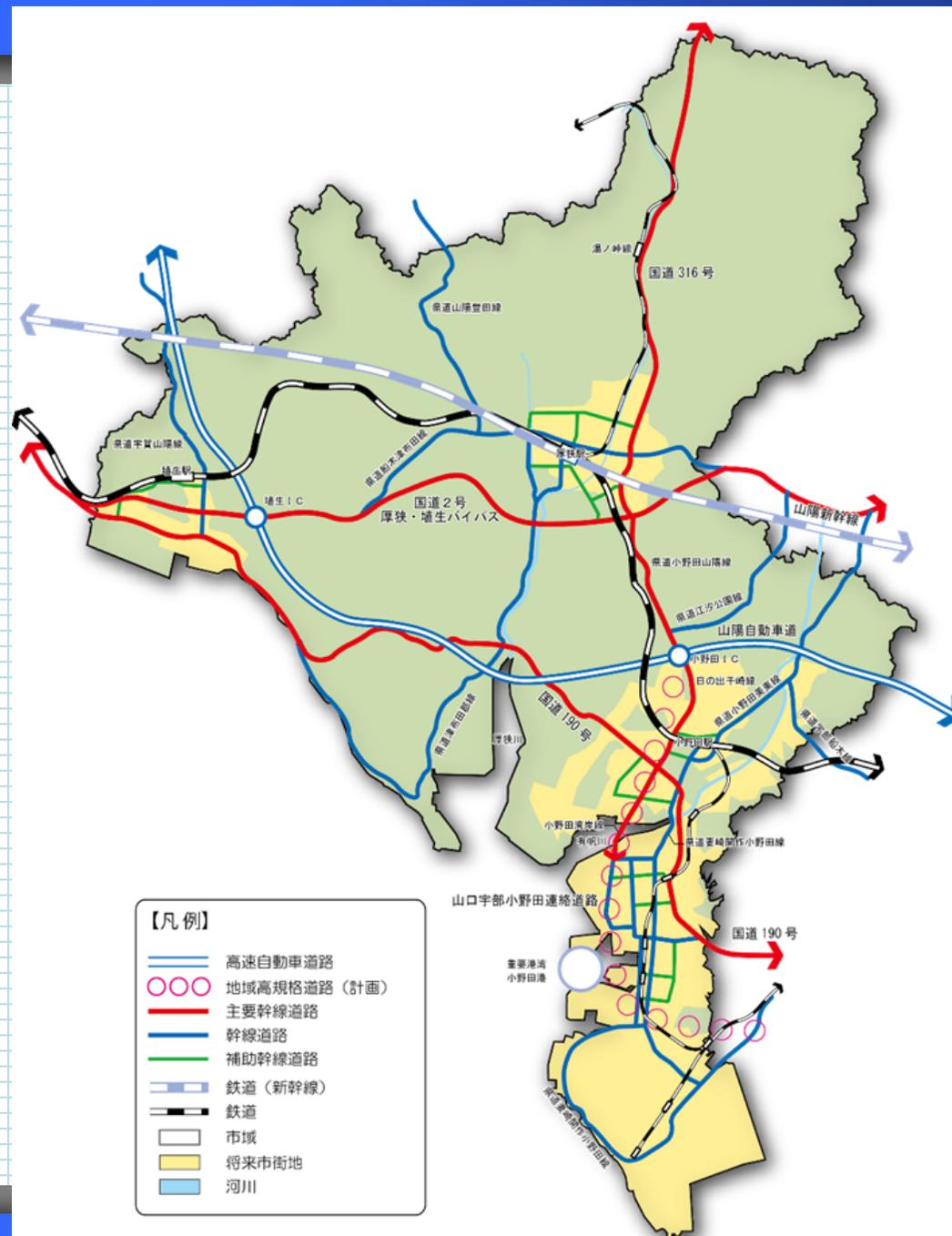
高齢者や学生などをはじめ自家用車を使わない人の移動手段の確保、地球環境への負荷の低減などの観点から、事業者との連携のもと、地域の実情や移動ニーズに合った持続可能な公共交通サービスのあり方や体系を検討し、サービスの確保・提供に努めるとともに、鉄道・バス・タクシーの利用促進に向けた基盤整備や情報提供等を図ります。

■将来の土地利用、地域のまちづくりと連動した道路整備

将来のまちづくりと整合し、整備効果の高い道路については重点的に整備を進めるとともに、社会経済情勢の変化や、代替道路が整備されたことで必要性が低くなった計画道路については、地域住民の意向等も踏まえながら計画の見直しをも検討します。

2) 道路網の整備方針

3) 公共交通及び歩行者空間の整備方針



3. 全体構想について

(5)市街地整備の方針

1)市街地整備の基本的考え方

- 3. 安心・安全なまちづくりの推進による住みよい暮らしの創造
- 4. 豊かな自然・歴史文化資源を活かした住みよい暮らしの創造
- 5. 市民とともに実現する住みよい暮らしの創造

2) 市街地整備手法の運用方針

【市街地整備の基本方針】

■安全・快適に生活できる市街地環境の整備

安全・快適で利便性の高い市街地形成を目指し、生活道路の改善、オープンスペースの確保、適正な建物更新及び立地誘導を図ります。また、既に緑豊かで魅力的な環境を備えている住宅団地においては、良好な居住環境が保全され、さらに充実されるよう努めます。

■地域特性を踏まえたきめ細かな市街地整備の推進

各地域が抱えている問題や課題を十分に考慮しながら、きめ細かい市街地整備を進めます。特に、歴史的・文化的資源周辺の市街地については、これらの資源の持つ特性や景観を活かした市街地の形成に努めます。

■住民が主体となった市街地整備の推進

今後、様々な機会を通じて住民意向の把握・反映に努めるとともに、**誰もが主役になれる**住民主体のまちづくりが積極的に進められるよう、幅広く情報を発信していきます。また、まちづくり協議会など、住民が主体となって話し合いや意思決定ができる体制づくりに努めます。

3. 全体構想について

(6) 都市景観形成の方針

1) 都市景観形成の基本的考え方

4. 豊かな自然・歴史文化資源を活かした住みよい暮らしの創造

2) 都市景観の形成方針

【都市景観形成の基本方針】

■山陽小野田市らしい個性ある景観資源の発掘

市街地を取り囲む豊かな自然、そして、市内に分布する史跡や歴史的建造物が本市にとってどのような役割を担ってきたかを再確認し、将来にわたって保全すべき景観資源とその保全に対する考え方を市民と行政とで共有するよう努めます。

■優れた景観と調和する街並みの創出

優れた自然景観や歴史景観の周囲の市街地においては、景観を阻害することのないよう構造・デザイン等に配慮するとともに、周辺の景観との一体性や連続性を持つ良好な街並みの創出を目指します。

■景観の保全・創出を実現化するための規制・誘導の導入

景観資源の保全や、「**住みよい暮らし**」を感じられる良好な街並みの形成を図るため、~~景観行政団体への移行も視野に入れ、~~地域の特性や市民の意向等も踏まえながら、**景観計画を策定し、適切な規制・誘導を図ります。** ~~方策を検討します。~~

3. 全体構想について

(7) 都市防災の方針

1) 都市防災の基本的考え方

3. 安心・安全なまちづくりの推進による住みよい暮らしの創造

2) 都市防災の整備方針

【都市防災の基本方針】

■被害を軽減するための都市基盤整備の推進

道路、公園、河川などのオープンスペースは、災害時における避難路や避難場所、延焼遮断帯などの機能を備えており、これら都市基盤施設を整備することによって、災害による被害の拡大防止を図ります。また、災害の発生を未然に防止するため、河川改修、護岸整備、急傾斜地崩壊対策事業などの整備を推進します。

■災害危険性の高い市街地の解消

都市基盤整備を進める一方で、建物の耐震化・不燃化等を進めることで、地震や火災に伴う被害発生及び被害拡大の抑制を図ります。特に、木造密集市街地や浸水・土砂災害の危険性の高い市街地については、市街地整備事業や地区計画等の導入可能性も検討しながら、危険性の解消に努めます。

■防災まちづくりと都市計画との連動

防災にとって重要な「自助」「共助」「公助」という基本的な考え方を踏まえ、地域住民の視点からみた安心・安全のまちづくりを、住民が主体となって進めていけるような仕組みの構築を図ります。

■インフラの適切な維持管理

高度経済成長期に建設された多くの公共施設、公園、道路、橋梁、上下水道などの適切な維持・保全・整備に努めます。

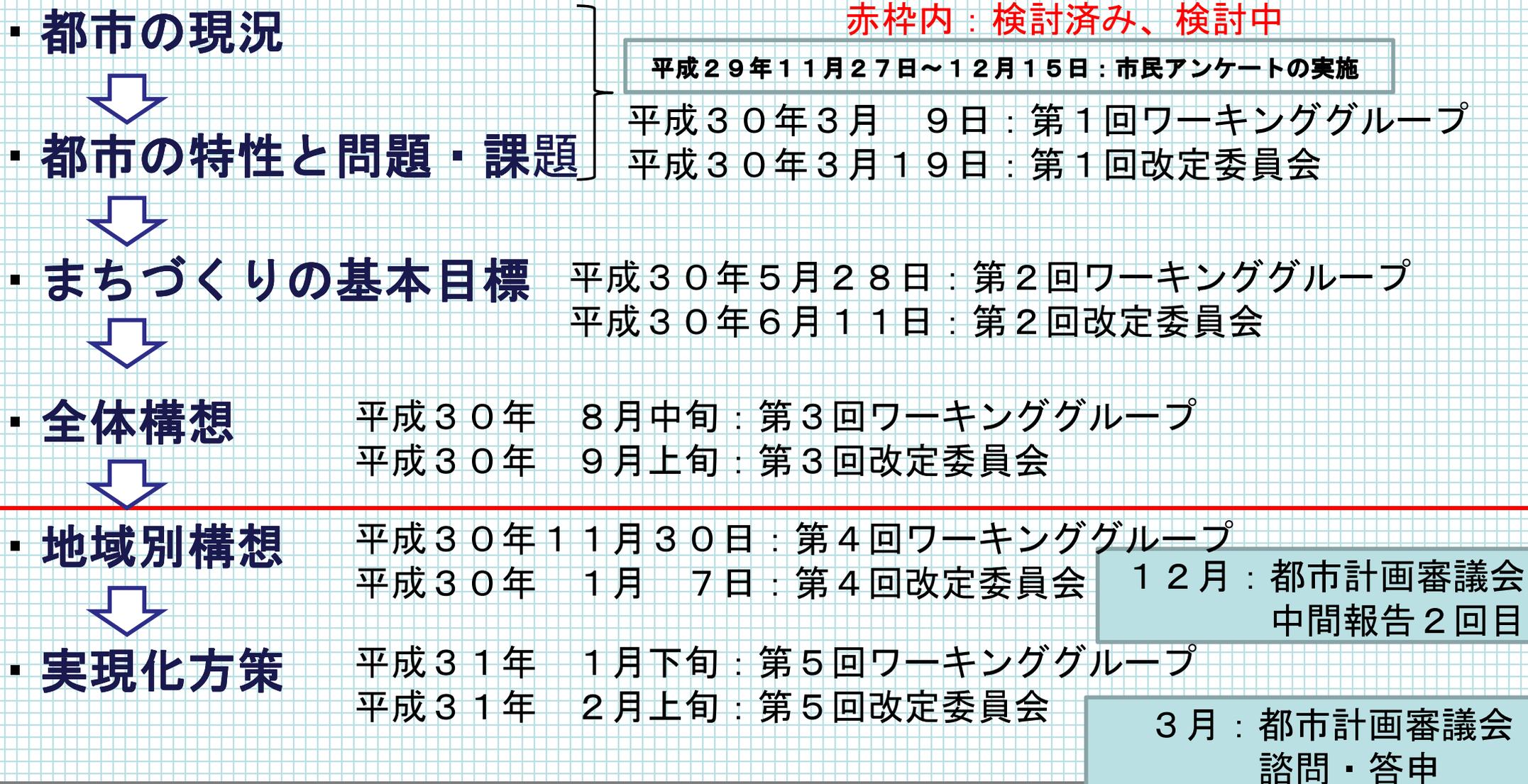
4. 今後の予定について

○都市計画マスタープラン改定のスケジュール

	平成29年度												平成30年度											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
<p>■都市計画基礎調査：人口規模、土地利用、交通量などの現況及び将来の見通しなど都市計画に関する事項について調査</p> <p>業務委託</p>	[Redacted]																							
<p>■市民アンケート調査：都市計画に関する質問により、まちづくりに関する市民の意向を把握</p> <p>12月15日しめ切り</p> <p>○調査対象：18歳以上の市民</p> <p>○2,000通配布</p>	[Redacted]																							
<p>■改定委員会： 公募市民、学識経験者からなる委員会を設置し、案に対する意見を計画に反映</p>	[Redacted]												<p>第1回</p> <p>第2回</p> <p>第3回</p> <p>第4回</p> <p>第5回</p>											
<p>■庁内調整会議：関係各課の主任以上の職員からなるワーキンググループを設置し、原案を作成予定 (WG)</p>	[Redacted]												<p>第1回</p> <p>第2回</p> <p>第3回</p> <p>第4回</p> <p>第5回</p>											
<p>■地域別ワークショップ： 地域住民から見た地域の特性や課題、まちづくりのテーマや方向性を把握し、地域別構想や全体構想に反映するため、住民参加のワークショップを開催</p> <p>地域開催2回×4地域＝8回の開催予定</p>	[Redacted]												<p>参加者募集</p> <p>第1回</p> <p>第2回</p>											
<p>■都市計画審議会：中間報告により委員の意見を計画に反映させながら、最終的には、案を諮問・答申</p>	[Redacted]												<p>報告</p> <p>報告</p> <p>諮問・答申</p>											
<p>■パブリックコメント：計画素案についてパブリックコメントを行い、広く意見を聴取</p>	[Redacted]																							

4. 今後の予定について

○都市計画マスタープラン改定の進捗



4. 今後の予定について

○都市計画マスタープラン改定の今後の予定

・都市の現況



・都市の特性と問題・課題

平成29年11月27日～12月15日：市民アンケートの実施

平成30年3月 9日：第1回ワーキンググループ

平成30年3月19日：第1回改定委員会



・まちづくりの基本目標

平成30年5月28日：第2回ワーキンググループ

平成30年6月11日：第2回改定委員会



・全体構想

平成30年 8月中旬：第3回ワーキンググループ

平成30年 9月上旬：第3回改定委員会



・地域別構想

平成30年11月30日：第4回ワーキンググループ

平成31年 1月 7日：第4回改定委員会

12月：都市計画審議会
中間報告2回目



・実現化方策

平成31年 1月下旬：第5回ワーキンググループ

平成31年 2月上旬：第5回改定委員会

3月：都市計画審議会
諮問・答申

赤枠内：現在検討中、今後検討予定